

Title	日露戦争期軍役夫制度の設計と運用
Sub Title	The military workers system in the Russo-Japanese war : design and operation
Author	須藤, 遼(Suto, Ryo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2017
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.4 (2017. 3) ,p.1(347)- 28(374)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20170300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

須藤 遼

はじめに

日露戦争期には、募集請負人らにより陸軍へ供給された軍役夫というものが多く見られた。日露戦争期軍役夫とは、一九〇四年三月一日に制定された「戦時軍役夫備役規則」⁽¹⁾において、「職工人夫並ニ其小頭ヲ総称ス」と定められたものであり、そこでは多様な労働者が一括して把握されていた。陸軍は戦争に必要な様々な職種を軍役夫としてまとめ上げたのである。

しかし、日清・日露戦争期において、陸軍が念頭に置いた鉄道技術を巡る環境は変化していた。⁽²⁾そのため軍役夫という制度的枠組の設計と運用を検討することは、制度設計者としての陸軍の労働者認識を、実態との乖離をも含めて明らかにすることになるだろう。そうした陸軍

の労働者認識は、陸軍の意向を適宜付度しながら自らの利益を最大化しようとしたであろう、募集請負人の動向を考察する際にも重要となるだろう。

本稿の主たる先行研究である日清戦争期に関する分析は、一九九〇年代より本格的に進められている。⁽³⁾ここでは「軍夫」や「軍役夫」という用語が用いられているが、⁽⁴⁾様々な定義が提出されており、意見の一致を見ているとは必ずしも言い難い。しかし、少なくとも兵站輸送労働者が重視されていることは確認できる。⁽⁵⁾

一方で、本稿の関心の対象は「職工人夫並ニ其小頭ヲ総称ス」と定義される制度的枠組であり、その観点から見れば日清戦争期においても、兵站輸送労働者に限らず単純肉体労働者と技能者が、一括して把握されていたことに気が付く。⁽⁶⁾そして、その一括した把握のされ方が日

露戦争期は軍役夫という用語で表現されていたのである。⁽⁷⁾ 先行研究における日露戦争期の記述は簡潔なもので、必ずしも同意できない点もある。しかし、これらは問題関心や用いる史料の違いなどによるものであり、個々に確認することで解消される。⁽⁸⁾ 若干の立場の違いはあるが、本稿がこれまでの研究成果に立脚したものであることは言うまでもない。

一 日露戦争期軍役夫制度の設計

一一 制度の成立

日清戦争後には台湾、澎湖諸島が領有されたことや、日露関係の悪化を理由として軍拡が進められた。⁽⁹⁾ そのため軍事機構は全般的に肥大化し、軍事諸機関の整備拡大が進展した。こうした日清戦後軍拡は「政治、経済、社会のあらゆる分野」に影響を及ぼした。⁽¹⁰⁾ この時期には、労働者の同職集団や親方層の役割に変容が見られるとともに、⁽¹¹⁾ 多くの社会問題が「発生」した。⁽¹²⁾ 同じく一九〇〇年前後の請負業においては競争入札の導入や、その「弊害」を理由とした指名入札、随意契約の広まりが見られた。⁽¹³⁾ 日露戦争期軍役夫制度はこうした時期に設計された。

一九〇四年一月五日に、次官より第六、第一二師団経

理部長へ軍役夫募集に関する指示が下された。そこでは「第六師団軍役夫徴集準備表」として石工と坑夫（計二〇〇名）の、「第十二師団軍役夫徴集準備表」として同じく石工と坑夫（計五五〇名）の徴集準備計画が示された。また、「軍役夫雇傭受負契約書」として師団経理部長と募集請負人の契約書の書式と契約条項が、「軍役夫職工等給料標準額表」として日給の最上限が提示された。⁽¹⁴⁾ この段階の給料標準額表には鉄道職工は見られない。一九〇四年一月二七日には次官より各師団経理部長へ「軍役夫供給受負ニ関スル事項」として、募集請負人に関する規定が示された。⁽¹⁵⁾

一九〇四年一月二八日には経理局長より第一、第三、第四師団経理部長へ大規模な募集計画が示された。⁽¹⁶⁾

一九〇四年二月一〇日に参謀総長大山巖より陸軍大臣寺内正毅へ「作戰計画上兼テ軍役人夫二万四千四百人徴集ノ儀ニ付キ及協議置候処情況ノ変化ニ因リ今後何分ノ御通知ニ及フ迄ハ右軍役人夫ノ徴集ハ延期相成候様致度此段及照会候也」とあり、それに対する回答案（二月一二日付、密発第四二三号）は「軍役人夫徴集延期ノ件照会之趣了承候条此段及回答候也」というものであった。⁽¹⁷⁾

何らかの大規模な募集計画が延期された理由は明記さ

れていないが、現時点では複数のことが考えられる。第一に、補助輸卒が整備されていたためである¹⁹。そのため民間からの兵站輸送労働者の必要数は、日清戦争期より少なくなると想定される可能性はあるだろう。しかし補助輸卒にメリットがあることは以前より知られていた¹⁹。

第二に、兵役関係者のためである。詳細は後述するが、大規模に募集すればこうした人々が混入する可能性は大きくなるだろう²⁰。

第三に、軍役夫を用いることで想定されるリスクのためである。日清戦争期には募集請負人のピンハネや賃金の地域差などから「紛擾」が頻発し、官民において問題視されていた²¹。

第四に、経費節減のためである。戦時の陸軍経理事務に関する訓示において、これまでの経理上の問題として、商人や「軍役夫」などの編制以外の人員を多数随従させたことが挙げられた²²。

第五に、日露戦争期軍役夫の多様性のためである。日露戦争期軍役夫は後述の通り、日清戦争期より制度的枠組として多様化していたが、実際に運用するとそれ以上の職種が必要となった。こうした多様な軍役夫を大規模に募集すれば、不都合が生じる可能性はあるだろう。

しかし、日露戦争期軍役夫の使用が中止されたということではない。一九〇四年三月一日に、これまでの諸規定を体系化した「戦時軍役夫備役規則」が陸軍一般へ示された²³。この段階における「軍役夫給料標準額表」には鉄道職工も含まれた。以後、この規則に基づき軍役夫が使用された。日露戦争当時から「軍夫」や「軍役夫」が今回も使役されるか官民とも認識が揺らいでいたが、こうした経緯で「戦時軍役夫備役規則」は制定され、日露戦争期軍役夫制度は成立した。

一―二 制度の特徴

日露戦争期軍役夫制度の特徴を明らかにするために、いくつかの点について日清戦争期の制度と比較をする²⁵。日露戦争期の制度としては、一九〇四年三月一日に制定された「戦時軍役夫備役規則」が統一的なものとして挙げられる。一九〇四年八月八日に留守第一二師団経理部長と福岡組によって結ばれた「福岡組契約書」²⁶は、概ね「戦時軍役夫備役規則」と同様であるが、より細かく規定されている点が見られるため補足的に利用する。日清戦争期の検討は本稿の範囲外であるが、「軍役人夫（職工或ハ何々）請負命令書並ニ心得書請書様式」²⁷は日清戦

争期の状況を端的に表していると考えて採用する。

定義に関しては、日清戦争期は規定はなかったが、日露戦争期は軍役夫という用語が「職工人夫並ニ其小頭ヲ総称ス」と規定された⁽²⁸⁾。

対象に関しては、日清戦争期、日露戦争期ともに単純肉体労働者と技能者とされた。

条文に関しては、日清戦争期は「人夫」中心であったが、日露戦争期は「人夫」と「職工」が区別されること⁽²⁹⁾もあった。

適用地域に関しては、日清戦争期、日露戦争期ともに規定はなかった。

「人夫」、「職工」や軍役夫の資格に関しては、ともに規定はあったが日清戦争期⁽³⁰⁾と比べると、日露戦争期はやや詳細になった⁽³¹⁾。

請負人資格に関しては、日清戦争期は規定はなかったが、日露戦争期は細かく規定された⁽³²⁾。

職種に関しては、日清戦争期は規定はなかったが、日露戦争期は「戦時軍役夫傭役規則」の「軍役夫給料標準額表」において、細かく分けられた。

日給額に関しては、日清戦争期は規定はなかったが、日露戦争期は「軍役夫給料標準額表」において、職種⁽³⁴⁾

とに内地給と海外給が規定された。

請負人手数料に関しては、日清戦争期は規定はなかったが、日露戦争期は軍役夫給料額の一割を別に官給すると規定された⁽³⁵⁾。日露戦争期の「福岡組契約書」では、これらの支払いが所属部隊と契約担任官の留守第一二師団経理部が担うこととされた⁽³⁶⁾。

金銭授受に関しては、日清戦争期は取締人が取り扱うとされたが⁽³⁷⁾、日露戦争期の「福岡組契約書」においては、給料は各自が受領すると明記された⁽³⁸⁾。

募集方法に関しては、日清戦争期、日露戦争期ともに募集請負人が活用された。しかし日清戦争期は募集請負人によらない場合もあったが⁽³⁹⁾、日露戦争期は制度上は募集請負人經由に統一された⁽⁴⁰⁾。

責任や保証に関しては、日清戦争期⁽⁴¹⁾、日露戦争期⁽⁴²⁾ともに募集請負人が担われた。

被服装備品や食料に関しては、日清戦争期⁽⁴³⁾と比べると、日露戦争期は官給されるものが多くなった⁽⁴⁴⁾。

身分に関しては、日清戦争期⁽⁴⁵⁾、日露戦争期⁽⁴⁶⁾ともに軍属とされ、陸軍が管理する権限を確保した。

内地と海外との分界に関しては、日清戦争期は日本港とされたが⁽⁴⁷⁾、日露戦争期は海外港とされた⁽⁴⁸⁾。

このように日露戦争期軍役夫制度は、日清戦争期と比べて統一性や網羅性を高めるように設計された。その背景としては、前述したように「軍夫」や募集請負人を巡る問題に陸軍が敏感になっていたことや、補助輸卒が整備されたことで兵站輸送労働を担う役割が低下したことが挙げられる。また、大陸における鉄道敷設のため多様な技能者が必要となり、従来 of 制度の大枠は維持しつつ、その重点を単純肉体労働者から技能者へ移したと見ることもできよう。

日露戦争期軍役夫制度は募集請負人を活用して、リスクやコストを回避する一方で、軍役夫の管理権は陸軍が掌握するように設計された。しかしそれは、軍役夫の位置付けが募集請負人の下なのか、陸軍の下なのかを曖昧にさせることにもなった。⁽⁴⁹⁾

日露戦争期軍役夫制度は概して日清戦争期のものよりも緻密なものとなった。その際には、日清戦争期を主とした先例や、日露戦争期固有の状況が考慮されていた。こうした網羅性、統一性を高めるとともに、陸軍がメリットを得るように設計された日露戦争期軍役夫制度は、実際に運用されるとどのように展開していったのだろうか。

二 日露戦争期軍役夫制度の運用

二一 制度設計の範囲内の問題

(一) 兵役関係者

日清戦争期において、兵役との重なりは制度的に注意されていたが、⁽⁵⁰⁾一八九五年二月二日に鹿児島県知事より陸軍大臣へ「本年徴兵適齢者」のうち「軍夫トナリ目下従軍中ノモノ」は徴兵検査の際に呼び戻すか、「従軍中猶予ノ取扱」とするか伺いがあった。それに対する指令案(三月一日付)は「従軍中徴集セス徴募準備事務上徴集猶予ニ属スル者ノ例ニ準シ取扱フヘシ」というものであった。⁽⁵¹⁾

義和団出兵期の一九〇一年三月四日には、広島県知事より陸軍大臣へ「本年徴兵相当者」のうち「北清事変ノ為メ文官又ハ職工馬丁若ハ軍役夫等トナリ出征軍隊ニ附属シ渡清中ノ者」は、軍隊の証明書を添え「徴集猶予」の出願をさせるべきかと伺いがあった。それに対する指令案(三月二日付、一四日結了)は「伺之通」というものであった。⁽⁵²⁾渡清中の「軍役夫」らに関する、こうした手続きは新聞でも紹介されていた。⁽⁵³⁾

日露戦争期は一九〇四年二月一五日「雇員及軍役夫採

用ノ制限⁽⁵⁴⁾、一九〇五年一月一九日、同二二日「雇員等採用制限ノ継続」⁽⁵⁵⁾に見られるように、兵役との重なりが注意されており、「戦時軍役夫備役規則」もそのように設計された⁽⁵⁶⁾。

一九〇四年三月一二日に香川県知事より次官へ「本年徴兵適齢者」のうち「御用船乗船中」のもの「徴集ノ手続」に関して、日清戦争期の福島県と軍務局第二軍事課とのやりとりを踏まえ、証明書添えて伺いがあつた。それに対する次官回答案（三月一六日付、一八日結了）は「御用船乗船ノ故ヲ以テ徴集猶予ノ詮議不相成候義」、「軍隊附属員又ハ軍夫等ニ在リテモ同様」というものであつた⁽⁵⁷⁾。

先述の福岡組が供給した軍役夫のなかには、中国東北部で鉄道敷設に従事している際に、「兵役ノ為内地還送」とされるものもいた⁽⁵⁸⁾。日露戦争期において、兵役との関係は日清戦争期、義和団出兵期よりも注意されていたと言えよう。

(二) 他人名義人

「戦時軍役夫備役規則」では軍役夫の身元は確實であることとされていたが、しばしば軍役夫資格を満たさな

いものなどが、他人名義で軍役夫となった。

福岡県三池郡玉川村大字樺野平民で、同郡大牟田町大字下里に寄留していた無職の渡邊清（一八六一年五月一日生）は、一九〇三年二月一七日に熊本地方裁判所において賭博罪により重禁錮二ヶ月、罰金七円に処せられた前科があり、常に賭博を生業とし詐欺や紙幣偽造の嫌疑があるものと交流があつたという。その渡邊清は一九〇五年六月中旬頃より行方不明となつていたが、村上治平と詐称し大倉組補一三組軍役夫として、鉄道大隊第一中队に配属されていたことが判明した。そのため一九〇五年七月二八日に「自然軍用手票等ヲ偽造スルヤモ計ラレズ」として、こうした情報が福岡県知事より陸軍大臣へもたらされた。この旨は内務大臣、参謀総長へも通報され、参謀本部経由で鉄道大隊へ通知された⁽⁵⁹⁾。

臨時鉄道大隊は取調べを行い、村上治平は渡邊清の偽名であることや、「以前ノ罪科等」に関する「本人ノ自白」が得られたとして、一九〇五年八月一二日に渡邊清を解雇し、兵站憲兵へ引き渡した。その旨は「同軍役夫募集官衙」である留守第五師団経理部へ通報され、一九〇五年八月一五日には臨時鉄道大隊長より大本営陸軍副官へ、こうした経緯が報告された⁽⁶⁰⁾。この渡邊清の事例は、

明確に発覚し厳格な対応が取られているが、全てがこのように処理されるとは限らない。

臨時軍用鉄道監部軍役夫である井原三五郎の「死亡証書」が、一九〇五年三月二日付で故郷に送付された。

しかし一九〇五年四月二日付で、熊本県玉名郡荒尾村大字荒尾平民農業の村上林吉と、同じく熊本県玉名郡荒尾村大字荒尾平民農業の井原三五郎（一八六〇年三月三日生）が臨時軍用鉄道監部に「氏名訂正ノ儀ニ付嘆願書」を提出した。それは、井原三五郎の「死亡証書」が送付されてきたが、当人は「実際当村居住健在」であり、死亡したものは村上林吉の実弟である村上作松（一八五八年一月二日生）である。井原三五郎は一九〇四年九月に、「成規ノ手續」により渡韓しようとしていたが、病気に罹ったため中止した。村上作松は「其機ニ乗ジ井原三五郎ノ名義ヲ以テ」、一九〇四年九月一日に故郷を離れ渡韓し、「貴監部ノ下ニ服役中脚気症ニ罹リ死亡シタル段確實」である。今後埋葬などにおいて不都合が生じるため、「死亡証書」を村上作松のものに訂正してほしい。そのため井原三五郎、村上作松の戸籍謄本と井原三五郎の「健在証明書」を添えるというものであった。

一九〇五年四月五日付で井原三五郎は玉名郡荒尾村村

長池田実三へ、「御部内へ在任健存ナルコトヲ御証明相成度奉願候也」と「証明願」を提出し、同日付で証明された。

一九〇五年五月一日には兵站総監から参謀総長へ、五月一六日には総長から陸軍大臣へ軍役夫井原三五郎は村上作松の偽名であるため、訂正をしてほしいということが伝えられた。

現在は村上作松が一九〇五年三月二日に韓国仁川兵站病院において、公務に起因する脚気によって病死したという「死亡報告」が残っている。⁽⁸²⁾

このように様々な対応がとられたが、現場部隊等はより率直な判断を下すこともあった。神戸保線事務所勤務していた川村一治は、日露戦争に際し逋信省外局の鉄道作業局より「出征鉄道員」に採用された。川村は軍属であるが尉官と同様の服装を与えられ、「工夫」を引率して戦地へ赴いた。

沙河鎮東方畑中における宣誓式の際に、臨時鉄道大隊長が「お前達の中偽名をつかつて居る者は手を挙げよ、若し隠してゐると後日厳罰に処するぞ」と言うと、数十名の「工夫」が拳手した。彼等は採用条件に合わないため他人の氏名を詐称していたことが判明した。しかし解

雇はされず、「之れも愛国心の発露からなので、直ちに本部で本名に書替へ、各所属部隊へ配属」された。⁶⁴このように他人名義人であることが判明しても、現場部隊等の必要に応じて使用されることもあった。

ここまで検討してきた兵役関係者と他人名義人は、制度的に防止が図られていることから、制度設計の段階で織り込み済みの問題であったと言えよう。次に日露戦争期の特徴をより示すと思われる事例を挙げたい。

二二二 制度設計の範囲外の問題

(一) 台湾における軍役夫

下関条約により台湾は日本に割譲されることになったが、植民地化のためには軍事行動を要した。一八九五年五月二十九日に日本軍は台湾へ上陸し、一八九六年三月には概ね全島を制圧したが、住民の抵抗は少なくとも一九一五年まで続いた。立法においては、総督の命令制定が本則であり、勅令による内地法の適用は例外とされた。⁶⁵

こうした台湾において警察は、「民情の内偵視察と流言蜚語の取締」に注力した。「軍夫」となりうる人々もその対象であった。⁶⁶また、児玉総督は宣戦詔勅と同時に内訓第五号として、日清戦争より軍資を要すると思われ

るため冗費を節約すること、「奸商」が暴利を得ることのないようにすること、「備役スル職工軍夫等ノ給額ニ就キ台湾陸軍動員計画民政官服務規程第十九条ニ示ス額ハ単ニ其標準ヲ示シタルモノナルカ故ニ軍部ノ要求アルニ方リテハ此給額ニ拘泥スルコトナク概ネ平常ノ賃錢ヲ以テ職工軍夫等ヲ徵用シ得ル如クシ一面ニ於テハ地方物価及労銀ノ騰貴ヲ予防スルコトニ注意スヘシ」ことという訓示を発した。⁶⁷

適用地域の規定がない「戦時軍役夫備役規則」は、このような状況の台湾にも適用されうるものであった。しかし、規則制定後すぐの一九〇四年三月一九日に台湾総督府谷田参謀長は石本次官に、「戦時軍役夫備役規則ハ行政機関ヲ異ニシ特殊ノ事情ヲ有スル本島ニ在リテハ適用困難ニ付除外ノ御取計相成タシ」と台湾の適用除外を求めた。それに対する回答案(三月二三日付、同日結了)は「軍役夫備役規則中適用困難ノ事項ハ予メ伺出アレ」というものであった。⁶⁸一括した適用除外には至らなかったが、事項ごとに適用除外とされる余地が生まれた。一九〇四年三月二五日に児玉総督は陸軍大臣に対して、「戦時軍役夫備役規則」の請負人資格に満たないものにも請負をさせうることを、地方庁の身分証明のみとしうる

こと、「土人入夫」は必ずしも軍属とせず、被服を給与しなくてもよいこと、日給額は海外給に基づき、「尚困難ノ者在リテハ適當ノ額ヲ給シ得ルコト」を求めた。

それに対する指令案（三月三〇日付、同日結了）は「軍役夫備役規則中除外取扱ノ件認可ス但給料ハ海外ノ額ヲ超ユルヲ得ス」というものであった。⁽⁶⁹⁾台湾側は「戦時軍役夫備役規則」の適用除外を部分的に獲得したが、海外給を越える日給額を支払うことは認められなかった。

一九〇五年一月九日に児玉総督は陸軍大臣に対して、台湾の軍役夫は他地域と異なり後方ではなく輸卒などのように前線で活動することがあること、その危険性から「戦時軍役夫備役規則」の定める日給額では軍役夫が集まらないこと、仮に「威圧手段ヲ執リ徴用ヲ強制」したとしても逃亡すると想定されることを訴えた。さらに、実際に軍事行動に支障を来していることを示しつつ、独自に日給額を定めたいと申し出た。それは「台湾及澎湖島軍役夫給料標準額」とされ、「職工」は日額二円、「軍夫取締及担夫」は日額一円五〇銭、「軍夫」は「内地人」日額一円、「本島人」日額七〇銭というものであった。三月二〇日には谷田参謀長より次官へ「至急認可ノ取計アリタシ」と催促があった。こうした台湾側の要求

に対する指令案（三月二四日付、同日結了）は「申請之趣戦線附近ニ使用スル者ニ限り認可ス」というものであった。⁽⁷⁰⁾台湾側は「戦時軍役夫備役規則」規定の海外給を上回る日給額を支払うことが、一部では可能となった。

（二）鉄道作業局供給の軍役夫

日露戦争期には、安奉線（安東県―奉天）などの鉄道が敷設されたため、多くの技能者を要した。⁽⁷¹⁾鉄道作業局は陸軍に様々な人員を供給したが、そのなかには「戦時軍役夫備役規則」の下で軍役夫として管理されたものもいた。

鉄道作業局は、陸軍に供給されると軍役夫として扱われることがある傭人を様々な規則で管理していた。傭人は「鉄道作業局傭人給料支給規則」（一九〇〇年三月三十一日、一九〇六年現行）において、職種が細かく示された。⁽⁷²⁾職種ごとに日給額が規定されたが、「戦時軍役夫備役規則」の「軍役夫給料標準額表」における内地給より高額であることもあった。⁽⁷³⁾

軍役夫としての海外給は、平素の日給額との関連で期待されるはずであるから、鉄道作業局傭人にとって軍役夫となることは、危険を伴うものであるだけでなく、⁽⁷⁴⁾

経済的にも受け入れ難いものであっただろう。しかし鉄道作業局は傭人を陸軍へ供給しなければならず、待遇改善を求めることで対処していくこととなった。

一九〇四年一月二二日に鉄道作業局長官平井晴二郎は陸軍次官石本新六に対して、鉄道作業局より野戦鉄道提理部、臨時軍用鉄道監部、臨時鉄道大隊などへ配属された傭人の給料は、「軍役夫給料標準額表」を最高額として給与されている。そのためこれまでは、「給料下級ノ者」を配属してきたが、次第に「相当ノ技倆アル者」を選抜することが難しくなった。既に配属のものについても「技術熟達優等ノモノ業務勉勵ノモノ」は増給する必要があり、それができなければ「奨励ノ途ヲ杜キ事業上頗ル不利益ノ結果ヲ来スベキ虞レ」がある。そのため、これまでの建築工夫や木工の例と同じように、最高額と位置付けられている「軍役夫給料標準額表」日給額を平均額とし、その範囲内で適宜給与できるようにしたいとした。それに対する回答案（一二月三日付、五日結了）は「戦時軍役夫傭役規則ノ給料標準額中鉄道職工ノ区画ニ於ケル各給料ヲ当該職工給料平均額トシ其範囲内ニ於テ適宜支給シ得ルコト」というものであった。その旨は三日付で次官より兵站総監部参謀長へ通知された（満登

第七三二九号⁽⁷⁵⁾。

このように、鉄道作業局は「軍役夫給料標準額表」が鉄道作業局傭人に相応しい日給額を規定していないため、当初は低給のものを供給することで凌いでいた。しかし、それも難しくなり「軍役夫給料標準額表」を最高額から平均額に読み替えることで、一部のものは規定額以上の日給とする余地を求め、それを獲得した⁽⁷⁶⁾。

一九〇五年四月一四日に、鉄道作業局長官平井晴二郎は臨時鉄道大隊長井上仁郎へ、判任官以下の「増俸ノ儀」に関する「標準」を提示した。

一九〇五年四月一八日に鉄道作業局長官は臨時鉄道大隊長に対して、「軍用鉄道要員」として派遣している傭人の増給を求め、その内容を示した。

一九〇五年五月六日に臨時鉄道大隊長は兵站総監部参謀長大島健一に対し、鉄道作業局供給の人員のなかには、「戦時軍役夫傭役規則」の「制限ヲ受ケ其規定シタル定額以上ニ増給セシムルヲ得サル」職名のものがある一方で、「同規則ノ制限ヲ受ケサルヲ以テ」内地にあるものとの「権衡」を失わないため、鉄道作業局の「内規」や「要求」に基づき増給されている職名のものもある。そのため「自然両者ノ間ニ不権衡ヲ来シ」ている。鉄道作

業局は「軍役夫備役規則ニ余リ顧慮ヲ置カサル如ク」増給を要求してくるが、「今回同局ノ要求ニ対シテ増給致度」、意見を伺いたい。また、「進級増給ニ関シテハ皆同一ノ取扱ヲ受ケシムル様」にしたとした。

一九〇五年五月一八日に、兵站総監部参謀長は陸軍次官に対して、増給の際は「戦時軍役夫備役規則」に記載されているか否かによらず一様になるようにしたい。鉄道作業局が求める増給についても併せて「詮議相成度」とした。

一九〇五年六月一〇日には鉄道作業局長官は軍務局工兵課長へ、「軍役夫備役規則ノ給料標準額中準拠スヘキ職名」を示した。また、先に願ひ出た増給はあくまでも平均額の範囲内であることを申し添えた。

これらに対し次官より兵站総監部参謀長へ回答案（六月一六日付、同日結了）が示された。それは鉄道作業局供給のもの増給に関しては、「戦時軍役夫備役規則ニ記載ナキ職名ノモノノ給額ハ鉄道作業局ニ於テ別紙之通取扱居リ候ニ付同局ヨリ配属ノモノニ対スル給与振りハ総テ一様ニ相成居之筈」である。また、臨時鉄道大隊長が懸念していた鉄道作業局の増給要求は、昨年一二月の満発第七三二九号通牒により支給し得る範囲内であると

いうものであった。⁽¹⁷⁾

こうした交渉は、鉄道作業局の影響力が徐々に拡大していく過程と捉えることができる。鉄道作業局は「軍役夫給料標準額表」の規定額や、職種の網羅性の欠如によって生じた問題を契機として、内規や要求を陸軍へ提示していた。さらに、「軍役夫給料標準額表」と未記載職名との対応表が示されたことは、鉄道作業局によって軍役夫という制度的枠組そのものが読み替えられたということでもある。また、臨時鉄道大隊の微妙な立場は注目に値する。臨時鉄道大隊は鉄道作業局の増給要求を問題視しつつも、その意向に従うことを希望したのである。

おわりに

軍役夫は日露戦争期という僅か数年の間にも、多様な展開を示した。陸軍は日清戦争期を主とする先例や、日露戦争期固有の状況に規定され、より網羅性や統一性を向上させることを企図して日露戦争期軍役夫制度を設計した。

しかし、そうした制度は運用に際して一律に適用されると不完全なものであることが露呈し、網羅性や統一性はむしろ弊害にもなった。兵役関係者や他人名義人の混

入といった制度設計の範囲内の問題だけでなく、台湾の領有や大陸における鉄道敷設といった日露戦争期の特徴に起因する、制度設計の範囲外の問題も発生した。

そうした問題に直面した現場部隊等は、既存の日露戦争期軍役夫制度を捉え返し、陸軍中央へ制度の読み替えや変更を提案した。陸軍中央は適宜、認可するか、却下するかを判断した。

陸軍中央と軍役夫は直接の関係は見えにくいものの、現場部隊等を介して相互に影響し合っていた。⁽⁷⁸⁾ 陸軍中央と軍役夫の両者と関係を有する現場部隊等は、日露戦争期軍役夫制度の運用に大きな意味をもったのである。⁽⁷⁹⁾

これまでの分析によって、日露戦争開戦時の陸軍の労働者認識と開戦後の変容、及びそのメカニズムの一端が明らかになったといえよう。このような陸軍側の認識を検討することは、国家と社会の相互規定的関係を捉える一助となるだろう。

日露戦争期軍役夫制度は様々な要因により多様に变化したが、制度自体は概して維持された。その理由の一つは、現場部隊等が多様な実態に基づき読み替えるだけの余地、すなわち不完全さがあつたからであろう。短期的には問題の原因となることが、長期的には制度の維持に

寄与していたと言うこともできるかもしれない。

但し、こうした制度の維持は、募集請負人や軍役夫となった人々への、しわ寄せの上になり立っていたことは忘れてはならない。より個別的な検討を重ねることで理解を深めていきたい。

註

(1) 陸軍省編纂『明治三十七・八年戦役陸軍政史』(五) 湖南堂書店、一九八三、一二六一―一三五頁。これより同書を引用する際は、巻数と頁数を記載する。

JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C0302497500、明治37年「満大日記 3月 坤甲」(防衛省防衛研究所)。これより同研究所所蔵史料を引用する際は、アジア歴史資料センターの記載を参考に、レファレンスコードと簿冊名を記す。

「戦時軍役夫備役規則」は本稿末尾に「史料」として全文を掲載した。

(2) 鉄道業における技術形成に関しては、中村尚史『海をわたる機関車』(吉川弘文館、二〇一六)を参照した。

(3) 池山弘「愛知県に於ける日清戦争従軍の軍役夫」『四日市大学論集』(一八一―二〇〇五。同「愛知県中島郡下津村に於ける日清戦争軍役夫の募集」『四日市大学論集』(一八一―二〇〇六。同「第二師団(仙台衛戍)に於ける日清戦争従軍軍役夫の募集」『四日市大学論集』(二二一―二〇〇八。同「台湾総督府による台湾統治・

建設死没者の建功神社（台北市）合祀問題」『四日市大学論集』（三三―）二〇一〇。

一ノ瀬俊也「資料紹介『明治二十七八年戦役日記』」『国立歴史民俗博物館研究報告』（九七）二〇〇二。同『旅順と南京』文芸春秋、二〇〇七。

大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、一九七六。同『日露戦争と日本軍隊』立風書房、一九八七。

大谷正「福岡日日新聞と日清戦争報道」『専修大学人文科学研究所月報』（一四三）一九九一。同『日清戦争時の「軍夫」関係資料調査旅行の記録』（上）（下）『専修大学人文科学研究所月報』（一四七）（一四八）一九九二。同『「文明戦争」とその矛盾』石村修他編『いま戦争と平和を考える』国際書院、一九九三。同『「文明戦争」と軍夫』大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』フォーラムA、一九九四。同『日清戦争に大量の民間人がなぜ雇われたのか』吉村武彦他編著『日本の歴史を解く一〇〇話』文英堂、一九九四。同『兵士と軍夫の日清戦争』有志舎、二〇〇六。同『日清戦争』明治維新史学会編『講座明治維新』（五）有志舎、二〇一二。同『日清戦争』中央公論新社、二〇一四。

北原糸子『都市東京と軍夫』大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』フォーラムA、一九九四。

原田敬一「軍隊と日清戦争の風景」『鷹陵史学』（一九）一九九四。同『日清戦争の史料』一、三について『佛教大学総合研究所紀要』（一）一九九四。同『日本国民にとっての日清戦争』『歴史地理教育』（五二二）一九九四。同

「日本国民の参戦熱」大谷正・原田敬一編『日清戦争の社会史』フォーラムA、一九九四。同『国権派の日清戦争』『文学部論集』（八一）一九九七。同『軍夫の日清戦争』東アジア近代史学会編『日清戦争と東アジア世界の変容』（下）ゆまに書房、一九九七。同『国民軍の神話』吉川弘文館、二〇〇一。同『日清・日露戦争』岩波書店、二〇〇七。

(4) 概ね論者ごとに「軍役夫」と「軍夫」という用語が使いつけられているが、必ずしも史料に対応しているわけではない。本稿は制度的枠組に着目しているため、それを規定した「戦時軍役夫備役規則」に従い軍役夫という用語を採用した。但し、「軍役夫」としたものは先行研究や史料の引用である。

日露戦争期において「軍役夫」は単純肉体労働者と技能者を一括したもとして、「軍夫」は「軍役夫」の低位区分として「職工」とともに用いられていることは注目に値する（Ref. C03027906900、明治38年『満大日記』3月・下、第六卷、三六八―三六九頁）。但し、こうした用語は史料の性格や時代状況などにより、意味内容が変化しうるものであろう。

(5) 例えば「非戦闘員＝民間人である大量の軍夫職工」、間接に雇い入れた民間人（大谷一九九三、二一〇―二一一頁）、日清戦争の兵站輸送等を担当するために、民間から募集した有給の雇人（原田二〇〇一、一八三頁）、軍隊に雇用される人夫の意味（大谷正『義和団出兵』日露戦争の地政学』小森陽一他編著『日露戦争スタディ

ーズ』紀伊国屋書店、二〇〇四、七六頁)、「過渡期の日本軍の補給業務を担当した臨時傭いの軍属」(大谷二〇〇六、七頁)、「軍需品輸送や負傷者後送のために、歴大な民間人である軍役夫が雇用され動員された」(池山二〇〇八、一頁)、「民間人を臨時の軍属として雇用する軍夫」(大谷二〇一一、一三六頁)。

(6) しばしば「軍役夫」、「軍役職工人夫」、「軍夫職工」、「職工軍夫」と一括して記されている(例えばRef. C06022350900、明治28年10月「27 8年戦役日記乙」、Ref. C10061007200、明治29年「編冊 特設部隊」)。また、日清戦争期の制度的枠組を示す「軍役人夫(職工或ハ何々)請負命令書並ニ心得書請書様式」は、単純肉体労働者と技能者を一括して把握している(Ref. C06060170400、明治27年6月より「緊要事項集」、Ref. C06022485100、明治28年8月「27 8年戦役日記」)。

(7) 陸軍法規における用語は、全てが明確に使われていたわけではない。その一例として「幕僚」という用語の曖昧さ(大江志乃夫『日本の参謀本部』一九八五、四二—四三頁)が挙げられる。

(8) 本稿が分析の対象とする制度的枠組としての軍役夫が、日露戦争期に設計され運用されたことは疑いようがないが、日露戦争期に関する先行研究の記述のなかには、若干の検討を要する部分もある。大江志乃夫は「補助輸卒隊の輸卒は、日清戦争段階の軍役夫にかわって、兵役による強制と無賃の労働の利益を実現させるために、兵卒の身分にとりこまれた純然たる労役夫にはかならなかつ

た」(大江一九七六、五五三頁)、「日露戦争では軍夫は使用されず兵役義務にもとづいて召集された補助輸卒隊が使用された」(大江一九八七、九六頁)などとした。

大谷正は日清戦争期を主題とした研究において、日露戦争期について触れている。「軍夫」を「過渡期の日本軍の補給業務を担当した臨時傭いの軍属」と定義した著作において、「日露戦争では軍夫は使用されなかったが、軍夫に相当する未教育の補助輸卒を多数動員し、その総数は陸軍戦地勤務兵力の二割近くに達したという(大江志乃夫『日露戦争の軍事的研究』)とした(大谷二〇〇六、七頁)。また、別の論考においては「軍夫」を「民間人を臨時の軍属として雇用」と定義した上で、「日露戦争では軍夫を使用しなかったが、兵站戦「ママ」輸送に日清戦争時の軍夫に替わる補助輸卒を多数使用した」とした(大谷二〇一一、一三六—一三七頁)。

ここで大谷のそれぞれの定義に即しものだが、日露戦争期に存在したかを確認してみたい。まず、「過渡期の日本軍の補給業務を担当した臨時傭いの軍属」というものであるが、補給業務という点では少なくとも台湾において、次のような認識に基づき準備されていた。

「元来本島ニ於ケル軍役夫ハ韓国及滿州野戦軍ニ於ケル軍夫ノ如ク後方ニ於テノミ動作スルモノトハ稍其趣ヲ異ニシ編制上必任義務ヲ有スル輸卒担架卒ノ業務ニ充用使役セシメ戦線ニ近ク動作スルモノ有之危儉ノ程度彼是同シカラス」(Ref. C03627506900、明治38年「満大日記 3月・下」、第六卷、三三八—三三九頁)

軍属という点では「土人夫」は軍属としないこともできたが (Ref. C03025514700、明治37年「満大日記 3月坤甲」)、軍属とすべき「内地人」も含めて準備していた (Ref. C03027906900、明治38年「満大日記 3月・下」、第六卷、三六八―三六九頁)。このように、大谷が定義するものは少なくとも日露戦争期台湾で用意されていた。

また、「軍夫」の代わりに補助輸卒が設けられたと指摘されるが (秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、一九九一、七〇五頁)、補助輸卒が傭人によって代用されることもあった (第七卷、一六六―一六八、一八四、一九四頁)。

次に「民間人を臨時の軍属として雇用」というものであるが、これは「戦時軍役夫備役規則」が定義する軍役夫が対応する。

その後、大谷は「日清戦争そして日露戦争でも、陸軍の輜重部隊や兵站部隊は基本通りにはいかず、変則的なものとなった」(大谷二〇一四、八〇頁)としており、従来の見解との変化が垣間見える。

(9) 山田朗『軍備拡張の近代史』吉川弘文館、一九九七、二〇頁。

(10) 由井正臣「日本帝国主義成立期の軍部」原秀三郎他編『大系日本国家史』(五) 東京大学出版会、一九七六、一〇四―一〇五頁。

(11) 荻野喜弘「国家権力と労働世界」石井寛治他編『日本経済史』(二) 東京大学出版会、二〇〇〇、二七一―二七九頁。

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

(12) 石居人也「社会問題の『発生』」大津透他編『岩波講座日本歴史』(一六) 岩波書店、二〇一四。

(13) 武田晴人『談合の経済学』集英社、一九九四、一三四―一五二頁。

(14) 第一卷、一五三―一六一頁。この元となった史料には次のようにある。

「目下ノ状況ニ付軍役職工等募集ノ準備ヲ為サシムル必要有之ニ依リ左案之通次官ヨリ内牒有之度候也」

第六、第十二師団経理部長へ内牒案

海外ニ派遣ノ軍役職工貴師団ニ於テ募集ノ必要相生シ候節ハ電報ヲ以テ御達可相成ニ付其場合ニ在テハ別紙徵集準備表契約書案及給料標準額ニ基キ乗船日次前ニ乗船地ニ到着スル如ク徵集準備ノ計画ヲ為シ置カルヘク此段及内牒候也

追而別表四種ノ計画中一種ノ募集ヲ命セラレタルトキハ他種ノ募集ハ要セサル義ト承知セラルヘク申添候也 (第六師団へハ「四種」ヲ「三種」ニ依ル) (Ref. C03020011600、明治37年「満密大日記 明治37年 1月」) 第一卷、一六七―一六九頁。この元となった史料には次のようにある。

「次官ヨリ各師団経理部長へ通牒案

目下ノ時局ニ関シ海外ニ派遣ノ軍役夫募集ノ場合ニ在テハ別紙軍役夫供給受負ニ関スル事項受負契約書案給料標準額ニ基キ雇傭方御取扱可有之此段及通牒候也」 (Ref. C03020020900、明治37年「満密大日記 明治37年 2月」)

(16) 第一卷、一六九—一七〇頁。

「海外派遣ノ軍役夫募集ハ至急ヲ要スルヲ以テ予メ左記ノ通募集ノ準備方經理局長ヨリ第一、第三及第四師団經理部長ヘ内牒ス（経建臨第四〇号）以下軍役夫募集ノ内牒、令達等ハ凡テ之ヲ省略ス其戦役間募集セル総数ハ一万四千六百六十五人ヲ算セリ

第一師団經理部 八千五百人 横浜乗船
第三師団經理部 八千人

第四師団經理部 八千人 大阪乗船

(17) Ref. C03020042000、明治37年「満密大日記 明治37年2月」。このことは一九〇四年二月二日「軍役夫ノ徵集延期」として、次のようにまとめられている。

「作戦計畫上軍役人夫二万四千四百人ノ徵集方曩ニ参謀総長ヨリ協議アリシカ情況ノ変化ニ因リ今後何分ノ通知ヲ發スル迄徵集延期方同総長ヨリ照会アリ之ヲ承認スルニ決シタルヲ以テ其旨回答ス（密発第四二三号）」（第五卷、一一六頁）

(18) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、一九九一、七〇五頁。

(19) 坪谷善四郎『北清観戦記』文武堂、一九〇一、一六七頁。

「補助輸卒の効用

今回の我が軍隊は、前年の戦役に比して軍夫を使用すること甚だ少なきは、一は白河の水運を利用するに由るも、一には補助輸卒を使用する為なり。此の輸卒は

輜重輸卒を徵集するものにて、また義務服役の一種なれば、一定の規律の下に働らき、統一甚だ容易にて、其の必要ある間丈け徵集して兵士の古服等を給し、必要止めば帰郷せしむる故、費用も甚だ少なきを得るといふ。去れば軍夫を使用せば、彼等は往々乱暴を働らき、為に我が紀律正しき軍隊の面目をも傷けたること多かりしならんに、其事無きを得たるは、主として補助輸卒の効といふ。」

(20) 一九〇四年二月六日の陸軍次官からの依頼により、二月七日に内務大臣から庁府県長官に対して募集請負人や軍役夫の身元証明に関して訓令がなされた (Ref. C03020041400、明治37年「満密大日記 明治37年2月」、第五卷一一五頁)。しかし、その証明すべき事項に関して二月九日に兵庫県知事より (Ref. C03025437400、明治37年「満大日記 2月 乾」、二月一〇日に福岡県知事より (Ref. C03025436600、明治37年「満大日記 2月 乾」、陸軍次官に対して問合せがあった。こうしたなか大規模に募集すれば、資格に満たないものが混入する可能性はより大きくなるだろう。

(21) 太田道太郎は「軍夫」問題を詳細に記している (太田道太郎「軍夫紛擾顛末」一八九五)。陸軍においても日露戦争期軍役夫の募集方法を巡る議論において、日清戦争期には「諸般ノ弊害」が見られたとされている (Ref. C03025466600、明治37年「満大日記 2月 坤 乙」)。日清戦争期「軍夫」を取り巻く社会については、大谷二〇〇六に詳しい。

(22) Ref. C03020025800^{*} 明治37年「満密大日記 明治37年2月」。

(23) Ref. C03025497500^{*} 明治37年「満大日記 3月 坤甲」。第五卷^{*} 一一六一—一三三五頁。

(24) 農商務省『明治三十七年ノ賃金ニ及ホセシ戦争ノ影響』における日雇人夫の項目には、「日清戦争ノ当時ハ是等労働者ヲ駆ツテ軍夫トナシ以テ戦役ニ関スル雑役ニ従事セシメタルノ結果賃金ノ好況ヲ呈セシハ世人ノ認識スルニ躊躇セサル所ナレトモ今回ノ戦役ニ関シテハ是等ノ労役者ニ向テ遂ニ何等ノ需要アリシヲ認めサリシ」(農商務省『明治三十七年ノ賃金ニ及ホセシ戦争ノ影響』農商務大臣官房統計課、一九〇五、二八頁)という記述があった。翌年の『明治三十八年ノ賃金ニ及ホセシ戦争ノ影響』の記述は前年のものの踏襲が多いが、前掲の部分は削除され「晩近此種労働者ノ奮ツテ海外渡航ヲ企ツルモノ多ク且ツ内地ニ止マルモノト雖モ軍用ニ関スル製造工場ニ使役セラレテ相応ノ賃金ヲ取得スルモノアリシ」という記述が追加された(農商務省『明治三十八年ノ賃金ニ及ホセシ戦争ノ影響』農商務大臣官房統計課、一九〇六、三三頁)。農商務省ですら、日露戦争期軍役夫を正確に捉えることは難しかったのである。後述の募集請負人福岡組(小野隆助、野村祐雄)は一九〇四年二月七日に陸軍省副官部に提出した募集請負願において、「尤日清戦役後輜重輸卒ノ制度御拡張ノ結果數万ノ輸卒立口ニ徴集シ輜重輸送ノ任ニ当レバ日清戦役当時ノ如ク多數ノ軍夫ハ御使用相成ラザル儀トハ確信仕候得共大軍遠征ニ際シ

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

テハ多少ノ軍役夫ハ實際御使可相成事ト存シ」(Ref. C03025438700^{*} 明治37年「満大日記 2月 乾」とした。募集請負人は不確定な状況のなか、先例を踏まえ戦略的に行動していたのである。

(25) 池山は一連の論考において、日清戦争期に注目しながらも、ここで用いる史料に一定の分析を加えている。また、大谷二〇〇四は義和団出兵期における「軍夫」を紹介しているが、外国軍への供給など他の時期のものとは異なる点がある。

(26) Ref. C0302658500^{*} 明治38年「満大日記 7月下」。

(27) Ref. C06060170400^{*} 明治27年6月より「緊要事項集」。

(28) Ref. C06022485100^{*} 明治28年8月「27 8年戦役日記 完」。

(29) 「戦時軍役夫備役規則」第三条と第四条の間。

一〇条、「軍役夫給料標準額表」。

(30) 「軍役人夫(職工又ハ何々) 請負人心得書」

「第一条 人夫(職工又ハ何々「以下同シ」) 八年齡滿二拾歳以上四拾五歳以下ニシテ身体強壯且ツ身幹約五尺壹寸以上(職工ニ在テハ身幹ヲ斟酌スルモ妨ケナシ)ニシテ荷物ニ在テハ壹人ニ付六貫目以上ノ負担シ又車輛ニ在テハ壹人ニ付參拾貫目以上ノ荷物ヲ積載シテ之レヲ挽キ何レモ壹日行程六里以上行進ニ堪エ得ル者ニ限ル

左ニ掲クル者ハ人夫トナルコトヲ得ス
一 予備後備ノ兵役及予備徴員ニアルモノ(徴兵適齡者及徴集猶予中ノモノ共)

- 二 重罪ノ刑ニ処セラレタルモノ
 三 予戒命令服行中ノモノ
 (31) 「戦時軍役夫備役規則」第四条、第五条、第六条、第七条。

- (32) 今回利用した規則にそうした明文がないということにすぎない。

- (33) 「戦時軍役夫備役規則」第一条、第二条、第三条。
 (34) 「軍役人夫（職工又ハ何々）請負人心得書」

「第六条 人夫ノ給料ハ内地ニ在リテハ人夫取締巷日巷名金（何程）人夫ハ巷日巷名金（何程）トシ海外ニ在リテハ取締ハ巷日巷名金（何程）人夫ハ巷日巷名金（何程）トシテ雇ヒ上ケ当日ヨリ解雇ノ日迄左ノ区分ニ抛リ支給ス但内地ト海外トノ分界ハ戦地ニ向ツテ本邦某港出帆ノ日ヨリ本邦某港ニ帰着の日迄ヲ海外トス

一 就職ノ日全額

二 疾病傷痍職に就カサルノ日半額

但公務ニ起因セルモノ及海外ニ在リテハ全額

三 収禁留置若クハ拘留以上ノ処刑ヲ受ケ及自己ノ怠慢ニシテ役務ニ服セス又ハ自己ノ不摂生ニ起因シ又ハ喧嘩争鬭ニ起因シ職ニ就カサルノ日ハ給セス

四 官ニ於テ不都合ノ所為アリト認め帰朝ヲ命シタル者ハ其日ヨリ之レヲ給セス」

- (35) 「戦時軍役夫備役規則」第二六条。

- (36) 「福岡組契約書」

「第二十二条 軍役夫ノ給料ハ雇入ノ日ヨリ所属部隊ニ

就キ各自手帖ヲ出シ受領シ又第十八条ノ手数料ハ相伴フテ同一部隊ニ就キ受領スルモノトス尤モ全部若クハ一部備役ノ必要止ミ内地ニ還送セラルルトキハ出発ノ日マテ所属部隊ニ於テ受取ルヘシ出発翌日ヨリ解備当日マテニ係ル給料並ニ手数料ハ当部ニ於テ仕払フモノトス但解雇ノ者ニ限り給料停止ノ証明ヲ持参スベシ」

- (37) 「軍役人夫（職工或ハ何々）請負命令書」

「第一条 請負フヘキ人夫ノ員数ハ（何）名トシテ来ル（何）日（何）時マテニ（何）地指定ノ場所ニ相違ナク参集セシムヘシ

但本文人員ノ外ニ取締人（何）名ヲ附シ使役其他金銭受渡ノコトヲ取扱ハシムヘシ」

- (38) 「福岡組契約書」第二二条。

- (39) 例えば池山二〇〇八。

(40) 一九〇四年二月九日に、第六師団経理部長黒川秀行から陸軍次官石本新六に対して、募集請負人経由で募集することとされているが、日清戦争期に地方庁に依託して募集した第二師団のものは軍紀、風紀が厳正確実で、成績は良好であり、他師団のものにみられた「諸般ノ弊害」も見受けられなかった。そのため、今回も地方庁に依託して募集したいが、それは可能かという質疑があった。それに対する回答案（二月一四日付、同日結了）は、

例外は認めないというものであった（Ref. C0302546600、明治37年「満大日記」2月坤乙1）。

- (41) 「軍役人夫（職工或ハ何々）請負命令書」

「第三条 請負人本書第一条及別紙心得書ノ条件ニ違フ

トキハ本請負ヲ廢棄シ且之レカ為メニ生シタル損害ハ賠償セシムヘシ

第四条 請負人ハ人夫ノ身元ヲ保証シ一切ノ事ヲ引受ケ該人夫ノ行為等ヨリ官ニ損害ヲ与ヘタルトキハ弁償ノ責ニ任スヘシ又其人夫ハ雇ヒ上ケ中官ノ命令ヲ違奉セス若クハ不都合ノ行為アルトキハ総テ法則ニ拠リ処断セラルヘシ

〔軍役人夫（職工又ハ何々）請負人心得書〕

〔第二条 請負人ハ人夫ノ現住地貫屬職業氏名年齢ヲ記載セル名簿ヲ製シ指命ノ時日内ニ之レヲ（命令官ノ奉職官衙）ニ出スヘシ〕

〔第五条 請負人ハ人夫取締ノ方法ヲ設ケ不都合ナカラシムヘシ但官ノ必要ニ依リ請負命令書第一条但書ニ拠ルノ外人夫中取締ヲ置クモ之レカ為メ別ニ給料ヲ増加スルコトナシ〕

〔第十三条 請負人ハ人夫ノ派遣地ニ至リ請負人タル義務ヲ履行スヘシ但自ラ出張先ニ赴カサルトキハ予め出張先ニ於ケル代理人ヲ定メ連署ノ上届出テ又請負人自ラ出張スルトキハ留守代理人ヲ定メ其委任条件ヲ記載シ連署ノ上届出テ置ク可シ

(42) 第十四条 請負人ハ前各条ノ外人夫ノ身上ニ係ル規定及時々ノ命令指図ニ履行シ特ニ人夫取締ノ責任ヲ全フシ又人夫ヲ解雇シタルトキハ必ス之ヲ引取ルベシ

(43) 第十五条 請負人ハ其請負フタル人夫壹人ニ付被服其他ノ諸費ニ要スル金額ヲ届出ツベシ

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

〔第八条 糧食ハ海外派遣中ハ官給タリト雖モ雇上ケ地滞在中ハ役務ノ何タルヲ問ハス給料ノ内ニテ自弁トス

〔第十二条 人夫ハ請負人ノ負擔ヲ以テ指命ノ時日内ニ左記ノ物品ヲ調弁着装セシムヘシ其季節ヲ異ニシ或ハ破損等ノタメ交換ヲ要スルカ若クハ防寒ノタメ特別ノ被服追送ヲ要スルトキハ請負人ハ其追送方ヲ（命令官奉職ノ官衙）ヘ出願シ其指揮ヲ請フ事ヲ得

一 浅黄木綿（紺木綿 綿入（衿）法被（襟）何団軍夫ト記ス） 忝枚

一 同上股引 忝足

一 脚絆 忝組

一 帶 忝筋

一 笠（白布ヲ以テ覆ヒ前面何団軍夫ト記ス） 忝個

一 浅黄木綿背負袋 忝個

一 雨具 忝枚

一 食器（飯行李ノ類）二食分入 忝個

一 木碗 忝個

一 水呑 忝個

一 草鞋 拾足

但草鞋ハ出發後帰着ノ日迄之レヲ官給スルコトアルヘシ

右ノ物品破滅又ハ季節変更ノ為メ交換スル場合ニ於テハ之レヲ補給スルハ請負人ノ負担トス

〔第十五条 請負人ハ其請負フタル人夫壹人ニ付被服其他ノ諸費ニ要スル金額ヲ届出ツベシ

- (44) 「戦時軍役夫備役規則」第二〇条、第二一条、第二二条、「軍役夫被服給与表」。「戦時軍役夫備役規則」は被服裝備品を規定し、それらを官給するとしたが、担当する官衙に関する明文がなかったためか、一九〇四年四月三〇日に第二二条は「軍役夫ノ被服器具ハ別表品目ノモノヲ官給ス前項被服器具ハ契約担任官ニ於テ初度ノ支給及爾後ノ補給ヲ担任スヘシ」と改められた (Ref. C06040629700)。「副臨号書類綴明治37年自4月23日至6月12日」。また、官給される被服裝備品は戦地の過酷な氣候に耐えうるものではなかったのだろう。一九〇四年一月九日に、綿入股引、綿入頭巾、綿入手袋が「清韓兩国内ノ役務ニ服スルモノニ限り必要ノ時期ニ於テ貸与」されることになった (Ref. C06041026300)。「人事諸達綴明治37年1月起 大本営陸軍副官或冊の内1」。
- (45) 「軍役人夫 (職工又ハ何々) 請負人心得書」
 「第四条 人夫雇上ケ中ハ軍属トシテ軍ノ法律規則ニ依リ取扱フヘキニ付陸軍読法ヲ読ミ聞カセ宣誓ヲ為サシムルニ依リ請負人ハ誓文帳ヲ製シ之レニ署名捺印 (花押又ハ押印ヲ為スモ妨ケナシ) セシムヘシ」
- (46) 「戦時軍役夫備役規則」第一一条。
- (47) 「軍役人夫 (職工又ハ何々) 請負人心得書」第六条。
- (48) 「戦時軍役夫備役規則」第一九条。
- (49) こうした点が様々な問題を生んだが、別稿に譲ることにした。
- (50) 「軍役人夫 (職工又ハ何々) 請負人心得書」第一条。
 日清戦争期における兵役との関係は、池山の一連の論考
- において、詳しく論じられている。
 (51) Ref. C06021996200 明治28年3月「27 8年戦役日記甲」。
- (52) Ref. C04013756600 明治34年「壹大日記」。
- (53) 一九〇一年三月一日「徴兵適齢者に注意」東京朝日新聞。
- (54) 第二卷、一六一頁。Ref. C06041016500 「人事諸達綴明治37年1月起 大本営陸軍副官或冊の内1」。
 「戦役ノ始メ多数ノ徴集員ヲ要スルヲ予期シタル以テ各部団隊ニ於テ本年徴集ニ応スヘキ壮丁ヲ雇員若クハ軍役夫等ニ採用スルヲ避ケシムルコトトシ其旨高給副官ヨリ陸軍一般へ通牒シ (送乙第六三〇号) 且同官ヨリ海軍、通信両省へ通牒シテ此等ノ壮丁ヲ戦役事件ニ關スル要務ニ使用セサル如ク要求セリ (二月十七日送甲第二八八号)」
- (55) 第二卷、一七八頁。Ref. C03026573500 明治38年「満大日記 7月下」。
- (56) 「戦時軍役夫備役規則」第四条。一九〇四年八月二十五日に「目下ノ状況上」、第二国民兵役の者の軍役夫への採用禁止が追加された (第五卷、一六六頁)。
- (57) Ref. C03025491800 明治37年「満大日記 3月乾」。
 今回参照された日清戦争期の事例は次の通り。一八九五年一月一六日に福島県より「本年徴兵適齢者」のうち「軍隊附属員或ハ人夫トナリ従軍シ目今清韓兩國ニ在ルモノ」は徴兵検査の際に呼び戻すか、「従軍中猶予ノ取扱」とするか何いがあった。それに対する第二軍事課の回答

(一月一九日付)は「戦地出張中ナルコト確實ナルモノハ身分氏名等ヲ具シ処分方当省へ御伺出相成可然存候」というものであった。

(58) Ref. C0302698600` 明治39年「満大日記 3月上」。

(59) 但し「戦時軍役夫備役規則」第八条において、軍役夫志願者は戸籍謄本と警察署の身分証明を要するが、戸籍謄本の取得が間に合わない場合は警察署の身分証明書のみでもよいとされた。

(60) Ref. C03020389100` 明治38年「満密大日記 明治38年7月 2月」。

Ref. C06040834700` 明治37年より明治38年12月まで通信省配属処刑還送等事故者級大本営陸軍副官部(台戦第45号)副臨号の分」。

(61) Ref. C06040834600` 明治37年より明治38年12月まで通信省配属処刑還送等事故者級大本営陸軍副官部(台戦第45号)副臨号の分。渡邊が実際に罪を犯したかは確定できないが、裁判所ではそのように認定され、渡邊はそれを認め「自白」をした、とされている。

(62) Ref. C06040799700` 明治37年及38年分副臨号ノ分。通信省配属者死亡報告綴合戦第44号大本営陸軍副官部。

井原三五郎の妻モカは、玉名郡荒尾村平民村上喜作の次女であり、村上作松は村上喜作の次男である。また、村上作松の妻ソメは一九〇三年一月六日に死亡している。(63) 最後まで発覚せず無事帰国することもありうるが、史料としては残りなくいだらう。

(64) 南満州鉄道『満州鉄道建設秘話』南満州鉄道、一九三

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

九、九二―九五頁。ここでは「工夫」と記載されているが、宣誓式を経ていることから軍属の軍役夫と同様に扱われたと思われる。

(65) 大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地』(一)岩波書店、一九九二、三一六、二四頁。

(66) 台湾総督府警務局編『台湾総督府警察沿革誌』(一)緑蔭書房、一九三八、一九八六復刻、七五四頁。

「兵籍ニ在ル者特ニ警察官吏ニシテ予備後備又ハ第一補充員ノ兵籍ニ在ルモノ又ハ軍夫等ニ充ツベキ内地人本島人等ハ民心ニ影響セザル様内密調査ヲ遂ゲ置クコト」

(67) 台湾総督府警務局一九三八、七五八頁。

(68) Ref. C0302510000` 明治37年「満大日記 3月 坤甲」。

第五卷` 一一九頁。

(69) Ref. C0302514700` 明治37年「満大日記 3月 坤甲」。

第五卷` 一四〇頁。

(70) Ref. C03027906900` 明治38年「満大日記 3月・下」。

第六卷` 二六八―二六九頁。

「昨年三月満発第一五号ヲ以テ戦時軍役夫備役規則ヲ発布セラレ其給料標準額ヲ本島勞力賃金ノ状況ニ照スニ大ナル差アリシヲ以テ同月二十四日除外取扱方申請致候処同三十日給料ハ海外ノ額ヲ超ユルヲ得ストノ御指令有之再来御主旨ニ基キ実行致来候得元来本島ニ於ケル軍役夫ハ韓国及滿州野戦軍ニ於ケル軍夫ノ如ク後方ニ於テノミ動作スルモノトハ稍其趣ヲ異ニシ編制上

必任義務ヲ有スル輪卒担架卒ノ業務ニ充用使役セシメ戦線ニ近ク動作スルモノ有之危儉ノ程度彼是同シカラス從テ滿發第一五号給料範圍内ニ於テハ募集上非常ノ困難ヲ極ムルノミナラス仮令威圧手段ヲ執リ徵用ヲ強制シ一時要員ヲ充シ得ルトスルモ危儉ノ加ルニ從テ報酬タル給料ノ平均ヲ得サル為メ中途逃亡者ヲ続出シ延テ軍事行動上蹉跌ヲ来スノ恐モ有之已ニ先般歩兵第一大隊傭役軍夫中ニ於テ汽車輸送中逃亡者ヲ敢行シタル事實ハ実験ノ証スル所ニシテ誠ニ寒心ニ堪ヘサル次第ニ付本島ニ於テハ滿發第一五号ニ依ラス別表ノ給料範圍内ニ於テ適宜傭役使用致度尤モ勞役ノ種類時ノ狀況普通本島ノ勞役賃金ヲ參酌シ特ニ節約ヲ主トシ平衡ヲ得セシムルハ勿論ニ有之候条至急御認可相成度此段及申請候也

明治三十八年一月九日

台湾総督男爵児玉源太郎

陸軍大臣寺内正毅殿

台湾及澎湖島軍役夫給料標準額

- | | | |
|-----------|----|-------|
| 一 職工 | 日額 | 式円 |
| 二 軍夫取締及担夫 | 同 | 壹円五拾錢 |
| 三 軍夫 内地人 | 日額 | 壹円 |

本島人

七拾錢

備考 本給額ハ最上限ヲ示シタルモノニ付職工ノ如

キハ其種類及技術ニ応シ適宜支給スルモノトス

(71) 大江一九七六、五二八一—五五〇頁。

(72) 通信省鉄道作業局『規程類聚』鉄道作業局工務部、一九〇六現行、七四八—七五一頁。ここでは「本規則ニ於テ傭人ト称スルハ左ニ列記スルモノヲ云フ」として、次のような職種が挙げられている。

建築助手、火夫見習、駅夫世話役、転轍手、警手、制動手、合図方、車輛検査番、守衛、線路工夫長、建工築夫「ママ」取締、電信建築工夫、電信工夫、測量工夫、建築工夫、線路工夫、庫番、器械番、諸品番、貨物駅夫、整燈手、連結手、駅夫、掃除夫、列車給仕、給仕、小使、用使、橋梁番、隧道番、踏切番、車輛検査番手伝、工場火夫、注油夫、石炭夫、給水夫、転車夫、組立工、旋盤工、仕上工、鍛冶工、製罐工、鋳物工、木工、模型工、銅工、木挽工、縫工、塗工、電機工、活版職工、石版職工、製本職、定備坑夫、定備大工、職工手伝、工場道具番、夜番、定備人夫、発電所機関手、同火夫、同手伝、技術見習生、石油発動機機関手。

(73) 一九〇五年三月二日「当局傭人給額ノ件」(通信省鉄道作業局一九〇六現行、七五一—七五三頁)における、「戦時軍役夫傭役規則」の鉄道職工と同じ職名の日給は次の通り。括弧内は「戦時軍役夫傭役規則」の内地日給である。木工…一円三〇錢以下(八〇錢)、建築工夫…八〇錢以下(六〇錢)、組立工…一円五〇錢以下(一円一〇錢)。

この日給額は一九〇〇年八月二〇日「同上傭人給料支給額ノ件」(通信省鉄道作業局『規程類聚』鉄道作業局工

務部、一九〇一年現行、五一八—五二〇頁」と同額であり、日露戦争期も大差は無いと思われる。

(74) 一九〇四年六月一五日に鉄道職工を多く乗せた佐渡丸がロシア海軍によって攻撃されたため、野戦鉄道提理部において「一時は士氣大に沮喪した」という(貝瀬謹吾『佐渡丸遭難記念誌』一九二九、一七六頁)。

(75) Ref. C03027780800* 明治37年「満大日記 12月 自1日〜至10日 参冊之内上」。第六卷、三五七—三五八頁。

「当局ヨリ野戦鉄道臨時軍用鉄道監部及臨時鉄道大隊等へ配属スル傭人ノ給料ハ戦時軍役夫備役規則ノ給料標準額ヲ最高トシテ給与相成候処是迄ハ可成給料下級ノ者ヲ配属シ得タルモ追々人員ノ多数トナルニ随ヒ勢ヒ標準以上ノ額ヲ支給セサルハ相当ノ技術熟達優等ノモシ難ク且ツ既ニ配属ノ者ニ在ツテモ技術熟達優等ノモノ業務勉勵ノモノハ増給セシムルノ必要モアルベク然ルニ之ヲ支給シ得サル事トナリテハ為メニ奨励ノ途ヲ杜キ事業上頗ル不利益ノ結果ヲ来スベキ虞シ可有之ト存候就テハ是迄建築工夫及木工ニ給与ノ例ト均シク備役規則ノ給料標準額ヲ平均トシ此範圍内ニ於テ適宜給与シ得ル事ニ致度候間至急何分ノ義御回答相成度此段及照会候也

明治三十七年十一月二十二日

鉄道作業局長官平井晴二郎

陸軍次官石本新六殿

これ以前にも鉄道作業局と陸軍は交渉をしており、人員の処遇は模索されていた(第六卷、三一九—三二一、

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

三三三—三三五、三四二—三四四頁)。

(76) 最高額ならば誰もが規定額以上の日給を受け取ることはできないが、平均額ならば規定額以上の日給を受け取るものがいたとしても、全体の平均が規定額に収まっていればよいはずである。

(77) Ref. C03026468100* 明治38年「満大日記 6月下」。
「明治三十八年五月六日

臨時鉄道大隊長井上仁郎

兵站総監部参謀長大島健一殿

鉄道作業局ノ当隊増加員中線路工夫建築工夫組立工鉞工等ハ軍役夫備役規則ノ制限ヲ受ケ其規定シタル定額以上ニ増給セシムルヲ得サルニ係ラス同シク作業局ヨリ派遣セラレタルモノニシテ掃除夫銅工旋盤工仕上工等ハ同規則ノ制限ヲ受ケサルヲ以テ当隊ニテハ内地ニアルモノト権衡ヲ失セサルヲ為メ同局ノ内規又ハ要求ニ基キ増給ノ方針ヲ取り居リ候得共此方ハ最高額制限無之為メ自然兩者ノ間ニ不権衡ヲ来シ候且ツ又作業局ニテハ軍役夫備役規則ニ余リ顧慮ヲ置カサル如ク被考現二軍第四四二号ヲ以テ作業局長官ヨリ増給ヲ要求シ来リ又建築工夫ノ如キハ平均日給額配属ノ際既ニ備役規則ノ定額ヲ超過致居最早増給ノ余地無之今日ノ有様ニテハ同局ヨリ当隊以外ニモ戦地ニ於テ鉄道電信ノ業務ニ従事スル為メ派遣セラレタルモノノ有候得ハ独リ当隊内ニ於テ両様ノ取扱ヲ受ケシムル様相成ノミナラズ各所区々ト相成使役上甚々面白カラス候ニ付只今進級増給ニ関シテハ総テ満密発第九九八号ニ准シ貴

部ヲ經由シテ關係部隊へ照会有之様致度又今回同局ノ要求ニ対シテ増給致度ニ付一応御意見仰度又進級増給ニ関シテハ皆同一ノ取扱ヲ受ケシムル様致度別紙關係書類写相添へ此段申進候也」

「軍役夫傭役規則ノ給料標準額中準拠スヘキ職名」は次の通り。

木工 … 車輛工、車輛木工、木挽工、模型工、塗

工、建築大工、転轍手、制動手

鑄工 … 操車掛(傭人分)

鍛工 … 工場火夫

保線組長…線路工夫組頭、工場取締(傭人分)

保線工夫…線路工夫、駅夫

建築工夫…電信工夫、測量工夫、隧道工夫、掃除夫、

注油夫、諸品番、合図方、炭水夫、道具

番、庫守、青写真工

組立工 … 仕上工、旋盤工、銅工、車輛検査番

電気工 … 機械工夫、石版工、活版工

(78) 新聞などのメディアが醸成したイメージも、陸軍中央の認識に影響を与えたであろう。

(79) 契約担任官は、少なくとも陸軍中央、現場部隊等、募集請負人の三者と関係を有する立場であり、制度運用に当たって重要な位置を占めた。この点に関しては別稿に譲る。

「史料」一九〇四年三月一日「戦時軍役夫傭役規則ノ制定」

左記ノ通戦時軍役夫傭役規則ヲ定メ之ヲ陸軍一般へ令達ス(満発第一五号)

戦時軍役夫傭役規則

請負人ノ資格

第一条 軍役夫供給請負人ハ成ルヘク職工人夫等ノ使用ニ經驗アルモノニシテ一ヶ年以上引続キ左ノ割合ノ直接国税ヲ納付スルモノニ限ル

請負人員

一ヶ年直接国税納付高

五百人未満 十 円

五百人以上千人未満 二十 円

千人以上二千人未満 三十 円

二千人以上三千人未満 四十 円

三千人以上四千人未満 五十 円

四千人以上五千人未満 六十 円

五千人以上六千人未満 七十 円

六千人以上七千人未満 八十 円

七千人以上八千人未満 九十 円

八千人以上九千人未満 百 円

九千人以上一万人未満 百十 円

一万人以上 百二十円

合名会社ニ在テハ其社員ノ直接国税ヲ併算スルコトヲ得

第二条 左ノ各号ニ該当スル者ハ軍役夫供給請負人トナルコ

トヲ得ス

- 一 兵役（国民兵役ヲ除ク）ニ關係アルモノ
 - 二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルモノ
 - 三 監視執行中ノモノ
 - 四 予戒命令履行中ノモノ
 - 五 其他身元確實ナラサルモノ
- 第三条 第一条ノ資格ニ付テハ市長村長第二条ノ資格ニ付テハ地方長官ノ証明ヲ要ス

軍役夫（職工人夫並ニ其小頭ヲ総称ス以下同シ）ノ資格

- 第四条 軍役夫ハ年齢二十年以上四十五年未満ニシテ左ノ各号ニ該当セサルモノナルヲ要ス
- 一 兵役（国民兵役ヲ除ク）ニ關係アルモノ
 - 二 重罪及賭博犯ノ刑ニ処セラレタルモノ
 - 三 監視執行中ノモノ
 - 四 予戒命令履行中ノモノ
 - 五 其他身元確實ナラサルモノ
- 第五条 職工ハ身体強壯技術ニ熟練ノ者ニシテ募集検査ニ合格シタル者ニ限ル
- 第六条 人夫ハ身体強壯ニシテ六貫匁以上ノモノヲ担荷シ及車輛ニ依リ三十貫匁以上ノモノヲ輓行シ共ニ一日八里以上ノ行程ニ堪エ又雑役ニ従事スルトキハ十二時間以上連日ノ労働ニ堪ユルモノトス
- 第七条 小頭ハ職工又ハ人夫ト同一ノ資格ヲ有スル外普通ノ算筆ヲ為シ得ルモノナルヲ要ス

軍役夫ノ採用

- 第八条 軍役夫志望ノ者ハ戸籍謄本ニ警察署ノ身分証明ヲ要スルモノトス
- 但シ期日切迫ノ為メ戸籍謄本ヲ得難キトキハ警察署ノ身分証明書ノミヲ以テスルコトヲ得
- 第九条 職工ハ契約担任官ノ指定シタル器具ヲ自弁ノ上携行セシムヘシ
- 第十条 人夫ハ募集ノ際左ノ量目ニ依リ負担力ノ検査ヲ行ヒ之レニ合格シタルモノニツキ採用ス
- 一 担荷量 二十貫匁
 - 二 車輛輓力 五十貫匁
- 第十一条 軍役夫ハ採用ニ当リ傭役中軍屬トシテ陸軍ニ従事シ他志ナキノ誓約ヲ為サシム
- 請負人ノ義務
- 第十二条 軍役夫供給請負人ハ自ラ軍役夫ヲ引率シ現地ニ出張シ其義務ヲ尽スヘシ
- 五百人以上ノ請負ヲ為シタル場合ニハ五百人ヲ増ス毎ニ一人ノ代理者ヲ附スヘシ其五百人ニ滿タサル人数ニツキテモ亦同シ
- 請負人自ラ出張シ難キトキハ其理由ヲ契約担任官ニ申出認可ヲ受クヘシ
- 請負人自ラ出張シタルトキハ留守中請負事務ヲ処弁セシムル為メ留守代理人ヲ定メ契約担任官ニ届出ヘシ
- 第十三条 軍役夫供給請負人ハ軍役夫ノ身分ニ關スル一切ノ事ヲ引受ケ契約担任官及使用部隊ノ命令ヲ遵奉シ軍役夫取

締ノ責任ヲ負フモノトス

第十四条 軍役夫ヲ解備シタルトキハ其供給請負人ハ必ス之ヲ引取ル義務ヲ負フモノトス其死者ノ遺骨若ハ遺物等ニ在テモ亦同シ

軍役夫ノ義務

第十五条 職工及人夫ハ所属部隊役員及小頭ノ指揮命令ヲ受ケ各其業務ヲ誠実ニ履行スル義務アルモノトス

第十六条 取締トシテ職工人夫五十人ニ付小頭一人ヲ付ス五十人未満ノ人員ニ在テモ亦同シ

第十七条 軍役夫ハ本規則及其他ノ命令ニ背クトキハ処罰セラルルモノトス

給与

第十八条 軍役夫ノ給料ハ別表給料標準額表ニ依リ傭入当日ヨリ解備当日迄左ノ區別ニ依リ支給ス

一 就業ノ日ハ全額

但シ航海中及官ノ都合上就業セシメサル日ハ就業ト看做ス

二 傷痍疾病ノ為メ就業セサル日ハ半額

但シ公務ニ起因シテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ就業セサル日ハ全額

三 収禁留置若ハ拘留以上ノ処分中及自己ノ不摂生若ハ喧嘩争鬪ニ起因スル傷痍疾病ノ為メ又ハ擅ニ業務ニ就カサル日ハ給セス

四 官ニ於テ不都合ノ所為アリト認め解備シタルモノハ其

日ヨリ給セス

第十九条 軍役夫給料ノ内地ト海外トノ分界ハ外国港湾ニ上陸ノ日ヨリ同港湾出発ノ日マテヲ海外トシ其他ヲ内地トス

第二十条 軍役夫ノ糧食ハ傭入当日ヨリ官給ス
受負人若ハ其代理人ハ内地港湾出発ノ日ヨリ同港湾へ帰着ノ日マテ糧食ヲ官給ス

第二十一条 軍役夫ノ被服器具ハ別表品目ノモノヲ官給ス

第二十二条 軍役夫ノ履物ハ自弁トス
寢具ハ官給セサルニ依リ各自ニ於テ毛布衾枕ヲ限リ携行スルモ妨ケナシ

第二十三条 軍役夫ノ旅費ハ総テ実費払トス
但シ内地ニ在リテハ一日一名金二十五錢ヲ給シ食餌ヲ自弁セシムルコトアルヘシ

第二十四条 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ハ官費ヲ以テ相当治療ヲ為ス

第二十五条 送還途中流行病ニ罹リタルモノニシテ解備後陸軍病院へ収容スルモノノ食料ハ自弁トス

此ノ場合ニ在テハ手当シテ一日一名金三十錢ヲ給ス

第二十六条 軍役夫供給請負人ニハ手数料トシテ軍役夫給料額ノ十分ノ一ヲ別ニ官ヨリ支給ス

解備

第二十七条 軍役夫ハ自己ノ便宜ニ依リ解備ヲ出願スルコトヲ許サス

第二十八条 軍役夫ハ左ノ場合ニ於テ解備スルモノトス

一 傭役ノ必要止ミタルトキ

二 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ役務ニ堪エスト認メタルト
 キ
 三 刑罰ニ処セラレ又ハ官ニ於テ不都合ノ所為アリト認メ
 タルトキ
 第二十九条 前条一号及二号ニ該当スルモノハ通例傭入地ニ
 於テ解傭スルモノトス

軍役夫給料標準額表(一日ノ給額)

名称	内地給料	海外給料
円		
舸子	〇・五二〇	〇・六五〇
仲仕	〇・五二〇	〇・六五〇
大工	〇・六八〇	〇・八五〇
船大工	〇・八〇〇	一・〇〇〇
鍛工	〇・七二〇	〇・九〇〇
石工	〇・八八〇	一・一〇〇
鳶人足	〇・五二〇	〇・六五〇
土方人足	〇・四〇〇	〇・五〇〇
坑夫	〇・六八〇	〇・八五〇
井戸職	〇・七六〇	〇・九五〇
桶職	〇・六四〇	〇・八〇〇
井戸職手伝	〇・五二〇	〇・六五〇
車輻職工	〇・六八〇	〇・八五〇
家根職	〇・六八〇	〇・八五〇
柚工	〇・四八〇	〇・六〇〇
木挽職	〇・七六〇	〇・九五〇

日露戦争期軍役夫制度の設計と運用

人夫 〇・三二〇 〇・四〇〇
 鉄道職工

木工 〇・八〇〇 一・二八〇
 鑄工 〇・九〇〇 一・四四〇
 鍛工 〇・九〇〇 一・四四〇
 保線組長 〇・六〇〇 〇・九六〇
 保線工夫 〇・五〇〇 〇・八〇〇
 建築工夫 〇・六〇〇 〇・九六〇
 組立工 一・一〇〇 一・七六〇
 製罐工 一・〇〇〇 一・六〇〇
 電気工 〇・九〇〇 一・四四〇

備考

一 本表各給額ハ最上限ヲ示シタルモノナルニ依リ職工ニ
 在テハ其技術ニ依リ本表給額内ニテ適當支給スルコトヲ
 得
 一 小頭ノ給料ハ職工人夫給料ノ五割増トス

軍役夫被服給与表

品目	員数	摘要
紺木綿法被	一	一箇年ニ付夏冬各一組トス
同股引	一	
同腹掛	一	
同脚絆	一	
帯	一	初度各一ヲ給シ爾後實際 破損ニ依リ給ス

手帳
笠
雨具
背負袋
食器(柳行李類(食分入))
木椀
小鍋

綿入法被 一 必要ノ時期ニ於テ貸与ス

〔附記〕 第七回戦争社会学研究会大会(二〇一六年四月二三
日)、二〇一六年度三田史学会大会(二〇一六年六月二五
日)において、本稿に関わる報告をする機会を得た。他に
も多くの方々より教えを受けた。ここに感謝の意を表した
い。